

龜山市下水道施設包括の民間業務委託

提案評価基準

令和8年5月

龜山市

提案評価基準では、以下のように用語を定義する。

- ・「本業務」とは、亀山市下水道施設包括的民間業務委託をいう。
- ・「市」とは、亀山市をいう。
- ・「事業者」とは、本業務の契約を締結した民間事業者をいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「再委託」とは、本業務を実施する事業者が、他の民間企業等に委託又は請け負わせることをいう。

目 次

第 1 章	審査方針	1
1	優先交渉権者の決定方法	1
2	選定委員会	1
第 2 章	審査方法	2
1	資格審査	2
2	提案審査	2
3	優先交渉権者の決定	6

本提案評価基準は、市が本業務の優先交渉権者を選定するにあたっての手順、方法、評価基準を示すものである。

第 1 章 審査方針

1 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本業務の目的に最も合致した運営・維持管理能力等を有する事業者を選定する。

優先交渉権者選定は、第 2 章 審査方法による審査結果を踏まえ、市が参加者の中から最も総合評価点の高い者を選定する。

2 選定委員会

市は、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的知見からの意見を取り入れるために、亀山市下水道施設包括的民間業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において評価する。選定委員会を構成する委員は 5 名とする。

第2章 審査方法

1 資格審査

(1) 参加資格の確認審査

市は、参加者から提出された参加意思表明書等について、実施要領に示す参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合は、この限りではない。

2 提案審査

(1) 提案審査書類の確認

市は、参加資格確認審査を通過した者（以下「参加企業」という。）から提出された提案審査書類について、実施要領に示す書類が全て提出されているか確認を行う。実施要領に示す書類が提出されていない場合は失格とする。

(2) 提案審査書類の審査

市は、実施要領に示す書類が提出されていることを確認した提案審査書類について、選定委員会に審査を諮る。

① 審査方法

選定委員会は、表1に示す評価項目について、書面及びプレゼンテーション・ヒアリングにて審査を行い、点数をつける（選定委員一人につき、200点満点とする）。

表1 評価項目及び評価の着眼点（判定基準）（1/3）

区分	評価項目	評価の着眼点	配点	
実績及び 実施体制	地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市及び三重県内での作業拠点、受注実績 ・ 受注実績を踏まえた、本業務対象地区（地理・地形等）の熟知度及び下水道管路施設等の精通度 	8	
	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務の実績 	4	
	計		12	
業務提案内容	企画技術提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に関する企画技術提案について、民間事業者としてノウハウ及び創意工夫等を発揮できる事項を的確に述べているか。 ・ 対象業務に関する知識及び経験が盛り込まれているか。 ・ 計画的維持管理業務及びストックマネジメント計画業務の基本的な考え方が備わっているか。 	20
	実施体制における提案	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を実施するために必要な実施体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）を適切に提案しているか。 ・ 再委託先等に関して適切な実施体制を構築しているか。 	10
		作業機材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に使用する作業機材について作業拠点に常備するもの、しないものを含めて機種、数量を適切に記載しているか。 ・ 作業を担当する事業者が保有する車両（高圧洗浄車及び汚泥吸引車）を、車検証にて確認できるか。 ・ 業務内容、業務量に対し、作業機材や車両の数量は適切に提案しているか。 	4
		担当予定技術者の資格・経験及び配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に必要な有資格者の配置計画が適切か。 ・ 従業者の研修・教育訓練等によるスキルアップ及び異動等への対応について考え方を適切に記載しているか。 	8
		セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務のセルフモニタリングの計画が、適切かつ実務的な内容となっているか。 ・ セルフモニタリングの実施時期、実施体制、実施方法、評価基準の達成やモニタリング結果の活用方法等が要求水準を確保するために、的確かつ合理的に記載しているか。 	8

表1 評価項目及び評価の着眼点（判定基準）（2/3）

区分	評価項目	評価の着眼点	配点	
業務提案内容	実施計画における提案	業務全般	<ul style="list-style-type: none"> 各種業務に係る要求水準に対する達成に向けた考え方を含めて、効率的かつ確実な実施方法等を具体的に述べているか。 要求水準未達とならないための対応策、未達の場合の迅速な対応は適切かつ合理的なものになっているか。 維持管理と更新を一体的にマネジメントするための効率的・効果的な手法等を具体的に記載しているか。 	12
		維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ効果的な点検、調査、清掃等が行われる提案となっているか。 異常箇所及び不具合箇所の早期に発見し対処する提案となっているか。 業務に関する維持管理情報やデータベース等の管理・分析・活用方法を具体的に記載しているか。 	18
		計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理と更新の一体マネジメントによる利点を活かした企画技術提案となっているか。 点検調査等の結果等に基づくストックマネジメント計画の見直し業務について、的確かつ実務的に記載しているか。 BCP計画（風水害編）の策定業務について、的確かつ実務的に記載しているか。 	14
		技術支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援業務について、業務内容を理解し、的確かつ実務的に記載しているか。 	6
		その他業務	<ul style="list-style-type: none"> その他業務（住民対応、緊急対応）について、的確かつ実務的に記載しているか。 	4
	その他の基準	危機管理・安全対策の提案	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の安全対策について、想定される事象とリスク管理・安全対策を的確に整理しており対策が十分であるか。 災害時に備えた業務体制や下水道サービスの継続に関する考え方が妥当であり具体的な提案を記載しているか。 	4
		地域貢献に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業との連携及び協力（業務への参画を含む。）並びに地域の人材の活用（地域住民の雇用を含む。）を考慮した企画技術提案を、的確かつ具体的に記載しているか。 地域（地域住民を含む。）との連携及び協働並びに地域活性化への取組等の企画技術提案が、的確かつ具体的に記載しているか。 	6
		下水道事業に関する広報や住民等へのPRに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する下水道事業の広報を活用した有効な提案を記載しているか。 業務を実施する上での住民等へのPRを適切に考えられているか。 	4
		自由記述	<ul style="list-style-type: none"> 取組意欲や、要求水準書等に記載していない有効な提案内容を記載しているか。 	4
	計			122

表1 評価項目及び評価の着眼点（判定基準）（3/3）

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
プレゼンテーション・ヒアリング	技術者の専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> 実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが伺えるか。 対象施設の管理や計画策定等に関する専門知識が十分か。 	8
	取り組み姿勢・コミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> 業務対象施設の現状の認識や、業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。 提案説明や質問に対する応答は適正になされているか。 	8
	計		16
コスト	参考見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 評価点＝配点×最低提案額÷当該提案額 	50
総計			200

② 評価点の算出方法

表2に示す5段階評価による得点化方法により、項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れている(具体性、実行性及び効率性がある。)企画提案と認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、優れている(具体性及び実行性がある。)企画提案と認められる。	配点×3/4
C	当該評価項目について、やや優れている(具体性がある。)企画提案と認められる。	配点×2/4
D	当該評価項目について、要求水準どおりの企画提案と認められる。	配点×1/4
E	当該評価項目について、要求水準は満たしているが、実現性が乏しい。	配点×0

③ 価格提案評価

市は、参加者が提出した価格提案書の提案額が上限額を超過していないかについて確認し、超過している参加者については失格とする。なお、失格となった者については、プレゼンテーション・ヒアリングを行わないものとする。上限額を超過していない提案額について、市は価格提案評価を行い、評価点を決定する。

評価点は下記の方法により決定する。

$$\text{評価点} = \text{配点 50 点} \times \text{最低提案額} \div \text{当該参加者の提案額}$$

注. 小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

④ 総合評価点の算出による優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案審査の結果を基に総合評価点を算出する。失格者を除き、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。すべての参加者が失格となった場合は、再公募とする。

総合評価点は以下のとおり決定する。

- ・委員 1 名につき表 1 に示す判定基準に基づき評価点を算定し、委員 5 名分を合算して、総合評価点（1,000 点満点）とする。
- ・小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。
- ・各委員の持ち点（200 点）を合算した値（満点）の 5 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者、もしくは、いずれかの委員の評価点がすべて D 評価であった者は失格とする。
- ・参加企業が一者の場合は、提案評価基準「参考見積金額の妥当性」を除く持ち点（150 点）を合算した値の 7 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合、もしくは、いずれかの委員の評価点がすべて D 評価であった場合は失格とする。

3 優先交渉権者の決定

市は選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、複数の参加者が同じ総合評価点となった場合は、同じ総合評価点となった参加者の提案評価基準「実績及び実施体制」において評価が高い企画提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員の合議により優先交渉権者を決定する。